

25—01.1 P U D T

主要期間一覧（１）（査定系審判、商標登録異議、判定）

（特許関係（無効・訂正審判を除く））

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の2	出願日	特許査定謄本到達日（拒絶理由通知を受けた後を除く。）		
	17の2①四	拒絶査定不服審判の請求と同時に	—	—	
要約書の補正	17の3	出願日又は優先日	1年3月	1年3月	
新規性例外適用出願	30①、②	喪失該当に至った日	6月	6月	
同上証明書の提出	30③	出願日	30日	30日	
優先権主張を伴う出願	43①、43の2①、② パリ条約4条C(1)	第1国出願日	特12月 意→特6月	特12月 意→特6月	
優先権証明書の提出	43②、43の2③	優先日	1年4月	1年4月	
	44③、46⑤	優先日	1年4月又は新たな出願の日から3月のいずれか遅い日*		分割・変更出願の場合
国内優先権主張を伴う出願	41①	先の出願日	1年	1年	
外国語書面出願に係る翻訳文	36の2②	出願日又は優先日	1年2月☆	1年2月☆	
出願変更（実→特）	46①	出願日	実願の係属中ただし出願の日から3年		
出願変更（意→特）	46②	イ. 意願出願日	3年	3年	最初の査定
		ロ. 意願の拒絶査定謄本の送達日	3月	3月	
特許料の納付	108①	査定又は審決の謄本の送達日	30日（求30日）	30日（求30日）	
拒絶査定不服審判の請求	121①	拒絶査定謄本の送達日	3月	3月（職1月）◇	
再審の請求	173①	審決確定後再審の理由を知った日	30日（職15日）※	30日（職60日）	
審決に対する訴え	178③	審決等の謄本の送達日	30日（附15日）※	30日（附90日）	
【指定期間等】					
明細書・特許請求の範囲・図面の補正	17の2①一、三	拒絶理由通知の発送日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）	
	17の2①二	特48の7の通知の発送日	30日又は45日※	60日	
命令による方式補正	17③、133①、②、71③、174①	指令書の発送日	30日	30日	

弁明書の提出	18の2②、133の2②、 71③、174①	却下理由通知の発送日	30日	30日	
命令による受継のための期間	23①	受継命令書の発送日	60日又は75日※	3月	
意見書の提出（意見の申立て）	50、67の4、71③、150⑤、 159②、163②、174①	拒絶理由通知の発送日 審理結果の通知の発送日 証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）#	
	48の7	特48の7の通知の発送日	30日又は45日※ ただし、拒絶理由通知と同時は60日又は75日※	60日 ただし、拒絶理由通知と同時は3月	
判定における意見書の提出	71③	証拠調べ又は証拠保全の結果通知の発送日	30日	60日	
判定における答弁書の提出	71③、規40	判定請求書の副本の発送日	30日	60日	
判定における弁駁書の提出	規47の3①	弁駁指令書の発送日	30日	60日	
審尋書に対する回答書	134④、174②	審尋書の発送日	60日又は75日※（求1月）	3月（求3月）#	異なる期間 指定可能
	71③	審尋書の発送日（判定）	30日	60日	
書留郵便物受領証等の提出	71③、134④、174①、 194①	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注2. （職）は職権延長、（求）は請求延長、（附）は附加期間

注3. #は理由により60日（審判便覧25-01 2. (1) 参照）

注4. *は原出願日が平成10年12月31日以前の場合は、「1年4月」

注5. ☆は分割出願、変更出願、実用新案登録に基づく特許出願が、原出願の出願日（原出願がパリ優先権主張出願等の場合は、優先日）から1年以上経過して出願された場合は、当該分割出願等の日から2月以内

注6. ◇は延長登録出願に係る拒絶査定不服審判の場合は、職権による請求期間の延長は行わない。

(意匠・商標関係(無効・取消審判を除く))

手 続	根 拠 条 文 (準 用・類 規)	初 日	期 間 (延 長)		備 考
			国 内 居 住 者	在 外 者	
【法定期間】					
補正	意60の3、商68の40①、 商附24 商68の40②		審査、登録異議の申立てについての審理、 審判又は再審に係属している間 商標の設定登録料の納付と同時(商標登録 出願に係る区分の数を減ずる補正)		
新規性例外適用出願	意4①、②	喪失該当に至った日	6月	6月	
同上証明書の提出	意4③	出願日	30日	30日	
出願時の特例適用出願	商9①	博覧会等に出品又は出展した日	6月	6月	
同上証明書の提出	商9②	出願日	30日	30日	
優先権主張を伴う出願	意15①、商13①、商68①、 パリ条約4C、E1	第1出願日	意・商6月 特・実→意6月	意・商6月 特・実→意6月	
優先権証明書の提出	意15①、商13①、商68①	国内出願の日(擬制不適用)	3月	3月	
出願変更(特→意)	意13①	拒絶査定謄本の送達日	3月	3月	最初の査定
出願変更(実→意)	意13②		実願に係属している間		
補正却下(審査段階)後の新出願	意17の3①、商17の2①、 商68②	補正却下決定謄本の送達日	3月	3月	
補正却下(審判段階)後の新出願	意50①、商55の2①、商68 ③	補正却下決定謄本の送達日	30日(職15日)※	30日(職60日)	
登録料の納付	意43①、商41①、商65の8 ①、②	査定又は審決謄本の送達日	30日(求30日)	30日(求30日)	
出願書類等の縦覧	商18④、商68③	商標公報発行日	2月	2月	
商標登録異議の申立て	商43の2、68④	商標公報発行日	2月	2月	
商標登録異議申立理由等の補正	商43の4②、商68④	異議申立てができる期間の末日	30日(職15日)※	30日(職60日)	
拒絶査定不服審判の請求	意46①、商44①、商68④、 商附13、商附23	拒絶査定謄本の送達日	3月	3月	
補正却下不服審判の請求	意47①、商45①、商68④	補正却下決定謄本の送達日	3月	3月	
再審の請求	意58①、商61、商68⑤、商 附20	審決等の確定後再審の理由を知 った日	30日(職15日)※	30日(職60日)	
審決等に対する訴え	意59②、商63②、商68⑤、 商附22②、商附23	審決等謄本の送達日	30日(附15日)※	30日(附90日)	

(意匠・商標関係(無効・取消審判を除く))

【指定期間等】					
命令による方式補正	意25③、意52、意58②、③、意68②、商28③、商43の14①、商56①、商62①、②、商68④、商77②、商附17①、商附21、商附23、商附27②	指令書の発送日	30日	30日	
判定における答弁書の提出	意25③、意規19④、商28③、商規22⑥	答弁指令書の発送日	30日	60日	
判定における弁駁書の提出	意規19④、商規22⑥	弁駁指令書の発送日	30日	60日	
意見書の提出(意見の申立て)	意19、意50③、意57①、商15の2、商15の3①、商43の12、商55の2①、商60の2①、②、商65の5、商68②、④、⑤、商附7、商附16、商附19、商附23、H8改正附12	拒絶理由通知の発送日 取消理由通知の発送日	40日又は55日※	3月(求1月) ただし、理由により40日	
証拠調又は証拠保全したときの意見の申立て	意52、意58②、商43の8、商56①、商68④、商附17①、商附21	証拠調又は証拠保全の結果通知の発送日	40日又は55日※	3月(求1月)	
弁明書の提出	意25③、意52、意58②、③、意68②、商28③、商43の14①、商56①、商62①、②、商77②、商68④、商附17①、商附21、商附23、商附27②	却下理由通知の発送日	30日	30日	
手続補完書	商5の2②	指令書の発送日	1月又は1月+15日※	2月	
命令による受継のための期間	意68②、商77②	受継命令の発送日	60日又は75日※	3月	
審尋書に対する回答書	意52、意58②、③、商56①	審尋書の発送日	40日又は55日※	3月(求1月)	異なる期間 指定可能
	意25③、商28③	審尋書の発送日(判定)	30日	60日	
書留郵便物受領証等の提出	意25③、意52、意58②、③、意68②、商28③、商43の14①、商56①、商62①、②、商77②、商68④、商附17①、商附23、商附27②	物件の提出を求める通知の発送日	10日	10日	

注1. ※は日本国内の遠隔又は交通不便地居住者のため。

注2. (職)は職権延長、(求)は請求延長、(附)は附加期間

(改訂H27.10)